

を裏付ける初の出土資料として重要である。

(2)は付札木簡である。上部の半分以上が欠損しているが、キリオリ痕跡が認められることから、廃棄後の破損と考えられる。「□

「山村里」は人名または地名と推定されるが、詳細は不明である。□

なお、木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏にご教示いただいた。

## 9 関係文献

(財)石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』三・四号

(二〇〇〇年)

(金山哲哉)

## 石川・中屋サワ遺跡

なかや

1 所在地 石川県金沢市中屋町・福増町

2 調査期間 二〇〇一年度調査 二〇〇一年(平13)六月~二〇〇二年三月

3 発掘機関 金沢市教育委員会

4 調査担当者 谷口宗治・前田雪恵・向井裕知

5 遺跡の種類 集落跡・莊園跡

6 遺跡の年代 繩文時代~近世

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

中屋サワ遺跡は、手取川扇状地の扇端部に位置する縄文時代後。

晚期から近世に至る複合遺跡である。近くを流れる安原川・中屋川によつて、加賀郡津と考えられている大野湊と結ばれており、また



(金沢)

遺跡から約2km南東に位置する野々市町三日市遺跡では、北陸道とみられる道路遺構が検出されている。中

屋サワ遺跡は水陸交通の要衝に立地しているといつてよい。

今回の調査は金沢市施工の工業団地造成に伴うものであり、二〇

〇一年度に約一五〇〇〇m<sup>2</sup>、二〇〇二年度に約四九〇〇m<sup>2</sup>を調査し

た。遺跡の範囲は調査地南側に位置する松任市との市境まで延び、

その南側は国指定史跡である東大寺領横江庄遺跡と接する。東側で

は奈良・平安時代の荘園遺跡である石川県指定史跡上荒屋遺跡が約

五〇〇m隔てて所在しており、本遺跡も報告の三号木簡の出土から、

荘園に関連した遺跡と考えられる。

木簡は二〇〇一年度調査において計六点出土した。溝跡SD四一

からの一点の他は、いずれも川跡SD三〇からのものである。こゝ

では判読可能な二点について報告する。

SD三〇は八世紀中頃から九世紀もしくは一〇世紀まで機能して  
いた川跡で、幅は最大で約一七m以上、遺構検出面からの深さ約  
一・二mである。大量の土師器・須恵器、木製品が出土しており、  
墨書き器も若干みられる。また、川の中には木杭を打つて横板を設  
けた箇所があり、水運関連施設の可能性が考えられる。川跡の両側  
を調査しているが、建物は未確認である。耕地整理が行なわれてい  
るために破壊されている可能性があるが、縄文・弥生時代や中世の  
遺構は検出している。

SD四二は一四世紀に埋没したと考えられる溝跡で、居住域の区  
画溝である。幅は約一・三m、深さは約一mである。

なお、遺構の年代については現在整理中であるために、一定程度  
幅をもたせており、若干変更する場合もあり得る。

## 8 木簡の釈文・内容

### 川跡SD三〇

(1) 六段百八十步 物部須毛 廿七足原田一町 □

北三段□一  
地子一段 国古□ 「茂カ」  
(312)×(22)×3 081 第三号

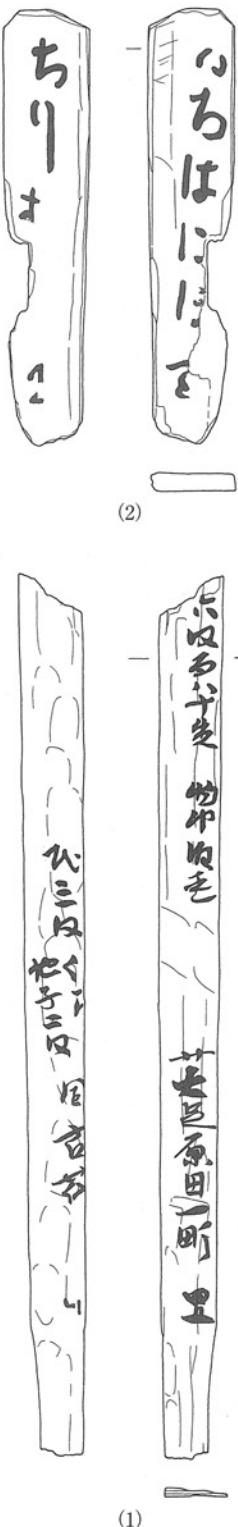
### 溝跡SD四一

(2) 「いろはに□□と  
〔ほへカ〕

・「ちり□□□」「なるをカ」

(154)×30×6 019 第一号

(1)は上・下端と左辺が破損している。下方は細く削つており、先  
端は尖っていたか羽子板の柄状になつていると想われる。側部の  
破損は「北三段」の文字の中心線を木簡の中央と推定し幅を復元す  
ると、最大で五mm程度広がることになる。内容としては、荘園の条  
里・土地管理に関する木簡と考えられ、(坊〔坪〕+小字地名的名  
称)+耕作権所有面積+人名と考えられる記載が三カ所みられる。  
順にみると、上部欠損により不明の坊〔坪〕で六段一八〇歩を「物  
部須毛」が耕作権を所有している。残りの三段一八〇歩は耕作でき  
ない、もしくはしていない、または他者が権利を所有する土地にな  
る。



(向井裕知)

様に名字を省略した人名の可能性がある（平川南氏のご教示による）。川跡 SD 三〇出土遺物の中心年代は、現在整理中であるため詳細

るのであろう。その下は、「七の坊（坪）」で「足原田」という小字地名的名称をもつ土地一町に対し何者が耕作権を所有しており、最後の一文字が人名であれば「岡」の可能性が高い。その場合、名字を省略していると考えられ、「物部岡」という人名になる可能性がある（平川南氏のご教示による）。しかし、文字が一字であるために、名前ではなくその土地の性格を示すような意味をもつ字である可能性も考えられる。なお、葦（足）が生い茂るような土地であるため、湿田が基本であつたと考えられる。裏面は、ある坊（坪）で北の三段を「国古〔茂カ〕」という人物が耕作権を所有しているが、三段のうち二段は「地子」で、もう一段は欠けていたため不明だが、僅かに残った文字の偏と、一方が「地子」であることから、「佃」が考えられる。人名の下には間をあけて不明の一文字がみえ、表面の最後の一文字と同位置にある。なお、この「国古〔茂カ〕」についても「岡」同

は不明だが、概ね八世紀後半から九世紀と考えられる。数詞十「足原田」という書式は八世紀中頃に完成した土地表示法であり（金田章裕氏のご教示による）、SD 三〇の中心年代と矛盾はない。また、個人名が最低二人は書いてあるため、特定の耕作者が使用したものではなく、耕作地の管理者が使用していたものである可能性が高い。具体的な使用法は不明だが、現地での土地の管理に用いられていたとを考えられる。奈良時代の越前・越中国における東大寺領荘園に関する文書・絵図は比較的豊富だが、後の加賀国に属する横江庄に関する資料は少なく、(1)は横江庄内における具体的な土地と耕作権所有者が判明する初めての事例として貴重な資料といえよう。

(2)は平仮名を練習した習書木簡と考えられる。上端は削りにより台形状を呈し、下へ向かい幅が狭くなる。下端は破損のため不明。

木簡の釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏、京都大学の金田章裕氏、法政大学の小口雅史氏からご教示いただいた。